

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第七工区（二） 建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目十一番五号 乙茂内 素子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目千四百八十六番六百九十三